

亀山市土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

令和8年7月1日

（趣旨）

第1条 この要領は、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている建設業における週休2日（4週8休以上）の普及を促進するため、土日完全週休2日制工事の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。） 対象期間において、現場閉所を原則、全ての土曜日と日曜日に行うものをいう。
- （2） 対象期間 工事開始日から工事完成報告書の提出日までの期間（準備期間、後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る。）を行った作業日を除く。）をいう。
- （3） 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行うときを除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
- （4） 週単位の週休2日 対象期間内の全ての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。この場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週は対象期間から除く。
- （5） 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月ごとにおける現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝2

8. 5%以上)であることをいう。この場合において、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休(各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%)に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上(各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上)を達成しているものとみなし、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。

(6) 通期の週休2日 対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上(現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上)であることをいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、市が発注する全ての建設工事とする。
ただし、次に掲げる工事は、対象外とすることができる。

- (1) 工期が30日未満の工事
- (2) 現場閉所が困難な工事
- (3) 災害復旧工事その他の早急に工事を完成させる必要がある工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要領の対象となる工事に適さないと判断する工事

(入札公告等への明示)

第4条 発注者は、一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては指名通知において、「土日完全週休2日制工事(発注者指定型)経費補正なし」である旨を明示し、必要な事項を特記仕様書で定める。ただし、「治山林業事業」については、「土日完全週休2日制工事(発注者指定型)経費補正あり(週単位)」である旨を明示し、必要な事項を特記仕様書で定める。

(経費の計上)

第5条 週休2日に関する経費補正は行わないものとする。ただし、「治山林業事業」に係る当初設計における週休2日に関する経費(労務費、共通仮設

費率、現場管理費率、市場単価及び標準単価）は、週単位の週休２日の現場閉所を前提とした次表左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる補正係数を乗じて得た額をそれぞれの経費に計上するものとする。

労務費	１．０２
共通仮設費率	１．０２
現場管理費率	１．０３
市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数	三重県が定める週休２日制試行要領（森林整備保全工事編）（令和８年７月１日施行）の規定（以下「三重県基準」という。）に準じる
土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数	三重県基準に準じる

２ 「治山林業事業」に係る工事の精算に当たり、週単位の週休２日は達成できなかったものの、月単位の週休２日を達成した場合は、次表左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる月単位の補正係数に減額変更するものとする。この場合において、月単位の週休２日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

労務費	１．０２
共通仮設費率	１．０１
現場管理費率	１．０２
市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数	三重県基準に準じる
土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数	三重県基準に準じる

３ 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日

の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。この場合において、「治山林業事業」にかかる週休2日の算定は実際に現場閉所した日を週又は月単位で算定すること。

- 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。この場合において、工事完成時に週休2日の達成状況を報告すること。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間内で全ての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、別に定める工事成績採点表の所定の欄に「週休2日制工事の実施」と記載して工事成績評価を加点する。

- 2 現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日への振り替えることができるが、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替の場合とする。

- 3 対象期間内で全ての土曜日・日曜日の現場閉所、週単位、月単位及び通期の週休2日が達成できなかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

（その他）

第7条 受注者は、三重県建設業労働時間削減推進協議会が配布する「週休2日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第4条の規定により公告した一般競争入札及び同規則第5条第2項の規定により通知した指名競争入札に係る工事について適用する。

附 則

この要領は、令和8年5月29日から施行し、同日以後に亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第4条の規定により公告した一般競争入札及

び同規則第 5 条第 2 項の規定により通知した指名競争入札に係る工事について適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、同月 1 1 日以後に亀山市契約規則（平成 1 8 年亀山市規則第 5 号）第 4 条の規定により公告した一般競争入札及び同規則第 5 条第 2 項の規定により通知した指名競争入札に係る工事について適用する。